

介護者手当支給事業

対象者：在宅重度要介護高齢者等の介護者

健康推進部高齢介護課

【介護者手当】概要

●目的

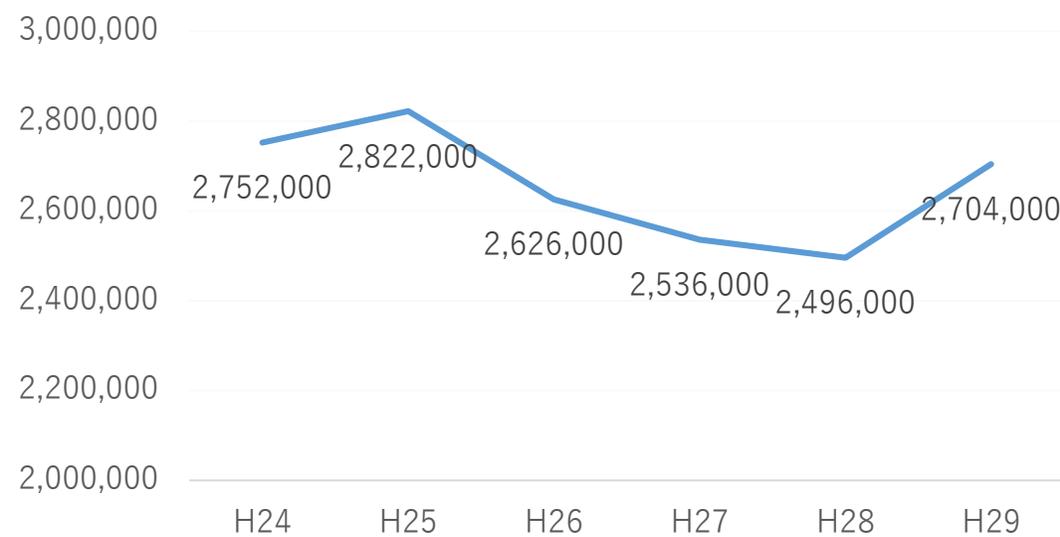
在宅の重度要介護者又は重度の認知症高齢者の介護者に対し、介護者手当を支給することによりその労をねぎらうとともに、在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

●内容

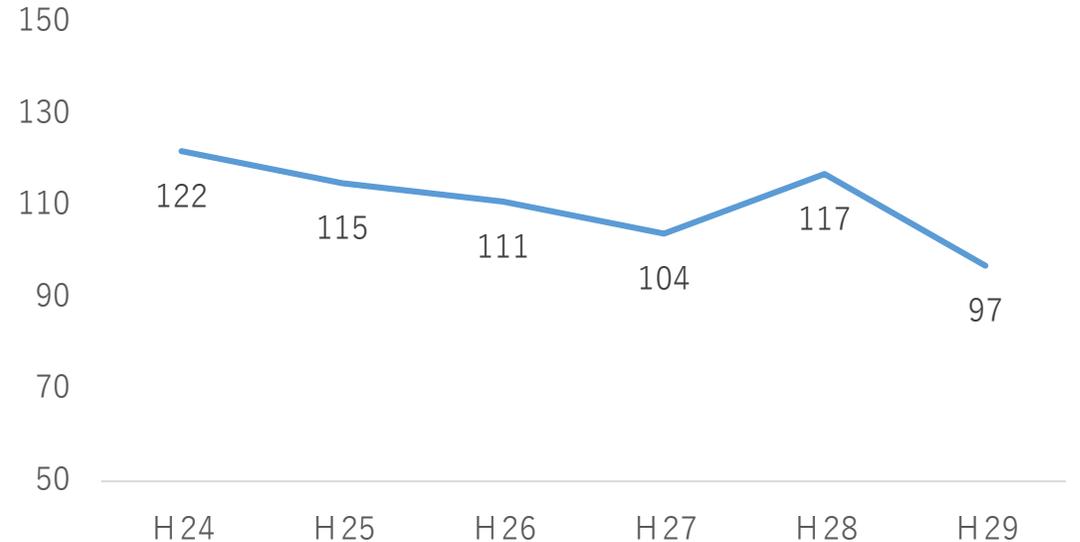
重度要介護高齢者等（要介護4以上もしくは、要介護3で日常生活自立度Ⅲb以上）の介護者に対し、月額2,000円を支給する。

●実績の推移

支出状況（単位：円）



受給者数（単位：人）



【介護者手当】 効果

- 在宅サービスへの誘導による介護給付費の抑制効果
施設サービスには、在宅サービスよりも多額の費用がかかることから、介護者手当の給付を受けることにより在宅介護を継続することができれば、介護給付費の抑制効果があると考えられます。

受給介護サービス	一人当たり平均給付額 (平成29年度)
在宅サービス	1,245,791円
施設サービス	3,048,905円

【介護者手当】 県内他市の状況

自治体	人口 平成30年4月1日現在	被介護者の状態（いずれも在宅に限る）	助成金	H30予算
北本市	67,381人	・要介護4以上もしくは要介護3で認知症日常生活自立度Ⅲb以上	月額2,000円	2,880,000円
桶川市	75,258人	・要介護4以上または重度の認知症 ・市県民税非課税世帯に属する	月額5,000円	6,600,000円
志木市	76,268人	・65歳以上 ・要介護4以上 ・市民税非課税世帯に属する	月額8,000円	8,800,000円
日高市	56,224人	・65歳以上 ・6カ月以上寝たきりなどの状態	月額5,000円	2,700,000円
蓮田市	62,137人	・65歳以上 ・傷病等により常時寝たきりの状態もしくはこれに準ずる状態または認知症もしくはこれに準ずる状態にあって、その状態が6カ月以上継続している方	月額6,000円	2,160,000円

※総務省において分類された類似団体のうち、人口規模がほぼ同等の県内他市を抽出した。

【介護者手当】 今後の方向性・課題

●方向性

在宅生活を維持することによる介護給付費抑制効果及び県内他市の支給状況から、今後も介護者手当の支給を継続する。

●課題

第一号被保険者（要介護3以上）は増加する見込みであるため、現行制度のまま支給を継続することにより、大きな財政負担となった場合においては、介護者手当の支給要件及び助成額の調整が必要となる。

第1号被保険者（要介護3以上）の推移

(単位：人)

